

平成 30 年度 神奈川県相談支援従事者 現任研修 募集案内

平成 30 年度の相談支援従事者現任研修は、次により実施します。

第1回 平成30年6月21日(木)～平成30年9月20日(木) うち4日間

第2回 平成30年10月17日(水)～平成31年1月16日(水) うち4日間

カリキュラム・申込方法など詳細については、以下
「平成30年度神奈川県相談支援従事者現任研修実施要領」をご覧ください。

平成 30 年度神奈川県相談支援従事者現任研修実施要領

1 研修目的

障害者等の相談支援に従事する者が、障害者等の意向に基づく地域生活を実現できるよう支援するために必要な保健、医療、福祉等のサービスの総合的な知識や援助技術を習得するとともに、適切な支援方法についてより実践的に学び、資質の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体 神奈川県

「特定非営利活動法人 かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク」に事業委託して実施します。

3 研修内容

- (1) 障害者総合支援法の趣旨、目的やサービス内容の基本的な理解を深める。
- (2) 個別相談支援、チームアプローチ、コミュニティワークについての確認と理解。
- (3) 相談支援における意思決定支援の展開について理解する。
- (4) 自立支援協議会の運営ならびに圏域でのネットワーク形成に向けた支援アプローチを考える。

※「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働省大臣が定めるもの」(平成 24 年 3 月 30 日厚生労働大臣告示第 227 号)改正(平成 30 年度予定)に伴い、平成 31 年度より相談支援従事者研修に新カリキュラムが導入される見込みです。本研修はこれに先立ち、今年度より新カリキュラム同等の研修(日数及び内容の充実)を実施することとしています。

4 受講対象者(受講資格)

以下の要件をすべて満たす者

- (1) 障害者総合支援法における指定特定・障害児・一般相談支援事業所及び市町村並びに県機関等(以下、「指定相談支援事業所等」という)において相談支援業務に従事している者(今後その見込みがある者も含む)
- (2) 神奈川県内(横浜市・川崎市を除く)に在勤する者
- (3) 相談支援従事者初任者研修を修了した者(平成 24 年度以前に初任者研修を修了した者は、相談支援従事者現任研修を修了していることが必要)
- (4) 事前課題を提出できる者
- (5) 4 日間すべての日程を受講できる者

<留意事項>

相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修を修了した年度の翌年度を初年度として、5年以内に当現任研修を修了する必要がある、以後5年間に1回以上受講することが必要です。指定相談支援事業所等は、相談支援専門員の計画的な受講にご配慮をお願いします。

平成25年度初任者研修修了者は、今年度中に現任研修を受講し修了する必要があります。

5 日程・会場・研修カリキュラム等

別紙1「平成30年度神奈川県相談支援従事者現任研修カリキュラム（第1回）」

別紙2「平成30年度神奈川県相談支援従事者現任研修カリキュラム（第2回）」
のとおり。

6 定員

180名（各回とも90名）

※受講希望者が定員を超えた場合は選考により決定します。

7 受講申込み

- (1) 指定相談支援事業所等の所属長は、受講対象者について別添「平成30年度神奈川県相談支援従事者現任研修受講申込書」により、特定非営利活動法人 かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク理事長あてに推薦してください。
- (2) 同一所属から複数名の受講を希望する場合は、所属内での優先順位を受講申込書の「所属内優先順位」の欄に記入してください。
- (3) 初任者研修の修了証書のコピー(A4サイズ)を必ず添付してください。
- (4) 現任研修を修了している者は、**現任研修修了証書のコピー(A4サイズ)を必ず添付**してください。複数回修了している者は、その**全ての修了証書のコピー(A4サイズ)を必ず添付**してください。
- (5) 平成17年度以前に障害者ケアマネジメント従事者養成研修を修了した者は、別途追加研修修了証書並びに現任研修の修了証書が必要になりますので併せて添付してください。

8 申込み期限

平成30年5月10日（木）必着

※下記の送付先へ郵送してください。郵送以外は受け付けませんのでご注意ください。

9 受講者の決定

- 受講希望者が定員を上回った場合は、選考により受講者を決定します。
(先着順ではありません。)
 - 受講決定については、**5月下旬**頃に、特定非営利活動法人 かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークより書面にてお知らせします。
 - 受講日程（第1回もしくは第2回）については、受講決定通知によりお知らせします。
 - 申込状況によっては、希望した日程以外となることもありますので、予めご了承ください。
- ※ 受講決定通知後、受講日程の変更はできませんのでご注意ください。

10 修了証書、修了者名簿の管理

研修カリキュラムのすべてを修了した者に修了証書を授与します。

なお、研修修了者については、氏名及び生年月日等を記載した名簿を神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課において管理します。また、事業所所在地の市町村に研修修了者の情報を提供することがありますのでご承知おきください。

11 受講料及び資料代

受講料は無料です。ただし、受講に必要な教材費等 **4,000 円**は、資料代として受講者負担とします。(支払方法等詳細は、受講決定通知とともにご案内します。)

※ 会場までの交通費その他についても、受講者負担とします。

※ 振り込まれた教材費等は、いかなる理由があっても返金されません。

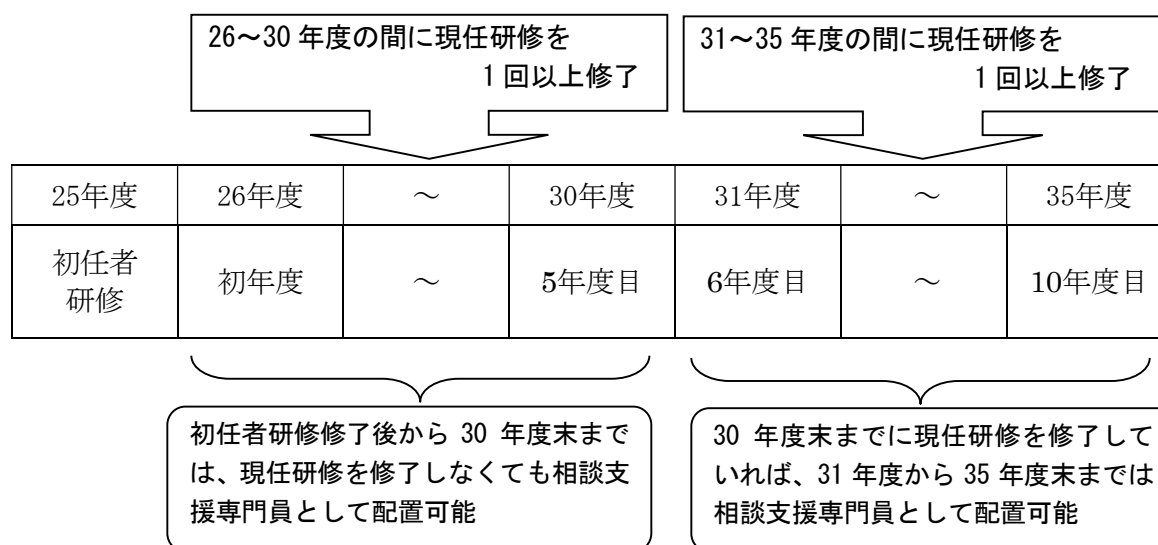
12 その他

- (1) 駐車場はありませんので、来場の際は、公共交通機関を利用してください。
- (2) 受講に当たって、手話通訳、点訳教材、身障者用駐車場等を必要とする方は、受講申込書の所定欄に記載してください。
- (3) 遅刻及び早退は欠席とみなします。修了証書を交付できませんので、ご注意ください。通勤時間帯による混雑や天候等を考慮の上、余裕を持ってご来場ください。
- (4) 著しく受講態度が悪く（私語、居眠り、携帯電話の使用等）、繰り返し注意された方には、修了証書を交付できませんので、ご注意ください。

《参考》 相談支援専門員の資格の更新

相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修を修了し、修了した年度の翌年度を初年度として、5年目の年度末までに現任研修を修了する必要があるが、以降、5年間に1回以上現任研修を受講し修了することが必要となります。(5年度毎に更新)

＜平成 25 年度に初任者研修を修了している場合＞



《注意事項》

- 平成 25 年度初任者研修修了者で平成 26 年度以降に現任研修を修了していない方については、平成 30 年度中に現任研修を修了しなければ、相談支援専門員の資格を失効します。
- 失効した場合は、相談支援専門員の資格要件を満たすためにあらためて初任者研修（全日程）を受講する必要があります。
- 平成 30 年度相談支援従事者現任者研修の開講日に、自然災害（台風等）及び事故等が発生した場合、開講しない場合があります。開講しない場合等は、開講当日の午前 8 時頃に、障害福祉情報サービスかながわ (<https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>) にその旨を掲載いたしますので、ご確認ください。

【受講申込書等の送付先】

〒243-0014
厚木市旭町 1-9-7 旭町三紫ビル 302

特定非営利活動法人
かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
事務局
<封筒に研修名を明記してください>

【問合せ先】

(本研修の手続き等に関する問合せ先)

特定非営利活動法人
かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク事務局
〒243-0014 厚木市旭町 1-9-7 旭町三紫ビル 302
電話 046 (220) 5380
ファクシミリ 046 (220) 5381

(資格要件や制度に関する問合せ先)

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課
〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
電話 045 (210) 1111
ファクシミリ 045 (201) 2051
地域生活支援グループ 松浦 内線 4716

平成30年度 神奈川県相談支援従事者現任研修カリキュラム(第1回)

	日程及び場所	時 間	科 目
1日目	平成30年6月21日(木) 神奈川県立公文書館	9:30~9:40	オリエンテーション
		9:40~11:10	【講義①】福祉制度の動向(地域生活支援事業含む)
		11:10~15:00	【講義②】「地域を基盤としたソーシャルワーク(相談支援)」(1時間休憩を挟む)
		15:00~16:00	【講義③】スーパービジョン

2日目	平成30年7月25日(水) 神奈川県立公文書館	9:30~10:30	【講義④】事例検討について
		10:30~12:30	【講義⑤】事例検討(演習)
		13:30~16:00	【講義⑥】事例検討(インターバル整理・セルフチェック)

演習で確認された支援課題について支援を実施する

3日目	平成30年8月23日(木) 神奈川県立公文書館	9:30~10:30	【講義⑦】事例検討(報告)
		10:30~12:30	【講義⑧】事例検討(チームアプローチ)
		13:30~16:00	【講義⑨】事例検討(インターバル整理・セルフチェック)

演習で確認された支援課題について支援を実施する

4日目	平成30年9月20日(木) 神奈川県立公文書館	9:30~10:30	【講義⑩】事例検討(グループスーパービジョン)
		10:30~12:30	【講義⑪】事例検討(演習)
		13:30~14:30	【講義⑫】模擬グループスーパービジョン
		14:30~16:00	【講義⑬】事例検討(演習)

平成30年度 神奈川県相談支援従事者現任研修カリキュラム(第2回)

	日程及び場所	時 間	科 目
1日目	平成30年10月17日(水) 神奈川県小田原合同庁舎	9:30~9:40	オリエンテーション
		9:40~11:10	【講義①】福祉制度の動向(地域生活支援事業含む)
		11:10~15:00	【講義②】「地域を基盤としたソーシャルワーク(相談支援)」(1時間休憩を挟む)
		15:00~16:00	【講義③】スーパービジョン

2日目	平成30年11月15日(木) 神奈川県小田原合同庁舎	9:30~10:30	【講義④】事例検討について
		10:30~12:30	【講義⑤】事例検討(演習)
		13:30~16:00	【講義⑥】事例検討(インターバル整理・セルフチェック)

演習で確認された支援課題について支援を実施する

3日目	平成30年12月11日(火) 神奈川県小田原合同庁舎	9:30~10:30	【講義⑦】事例検討(報告)
		10:30~12:30	【講義⑧】事例検討(チームアプローチ)
		13:30~16:00	【講義⑨】事例検討(インターバル整理・セルフチェック)

演習で確認された支援課題について支援を実施する

4日目	平成31年1月16日(水) 神奈川県小田原合同庁舎	9:30~10:30	【講義⑩】事例検討(グループスーパービジョン)
		10:30~12:30	【講義⑪】事例検討(演習)
		13:30~14:30	【講義⑫】模擬グループスーパービジョン
		14:30~16:00	【講義⑬】事例検討(演習)

相談支援専門員の実務経験要件

内は、厚生労働省告示第226・227号（平成24年3月30日）に加え、神奈川県として実務経験に含める業務の範囲

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
① 相談支援業務	<p>ア 平成18年10月1日において、下記に掲げる事業等に従事しており、平成18年9月30日までの間に相談支援に従事した者</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害児相談支援事業 身体障害者相談支援事業 知的障害者相談支援事業 精神障害者地域生活支援センター ・ 障害児（者）地域療育等支援事業 ・ 市町村障害者生活支援事業 	3年以上
	<p>イ 相談機関等において相談支援業務に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害児相談支援事業 身体障害者相談支援事業 知的障害者相談支援事業 児童相談所 身体障害者更生相談所 精神障害者地域生活支援センター 知的障害者更生相談所 福祉事務所 その他これらに準ずる施設 ・ 保健所 ・ 市町村役場 	
	<p>ウ 施設等において相談支援業務に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者支援施設 障害児入所施設 老人福祉施設 精神保健福祉センター 救護施設及び更生施設 介護老人保健施設 居宅介護支援事業所 地域包括支援センター その他これらに準ずる施設 ・ 身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター ・ 知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム、知的障害者地域生活援助 ・ 精神障害者社会復帰施設、精神障害者地域生活援助 ・ 知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設（入所、通所）、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、指定医療機関（肢体不自由児、重症心身障害児） ・ 地域活動支援センター、市町村から補助または委託を受けている作業所等 	5年以上
	<p>エ 保険医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 居宅介護職員初任者研修以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※1を有する者 (4) 上記アからウに掲げる業務に1年間以上従事した者 	

業務の種類	業務の範囲	必要経年数
① 相談支援業務	オ 就労支援に関する施設において、相談支援業務その他これに準ずる業務に従事する者 障害者職業センター 障害者就業・生活支援センター ・地域就労援助センター	5年以上
	カ 特別支援学校その他これらに準ずる機関において、障害のある児童及び就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事する者 特別支援学校 その他これらに準ずる機関 ・小学校、中学校の特別支援学級	

業務の種類	業務の範囲	必要経年数
② 直接支援業務	ア 施設等において介護業務に従事する者 障害者支援施設 障害児入所施設 老人福祉施設 介護老人保健施設 療養病床 その他これらに準ずる施設 ・身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター ・知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム、知的障害者地域生活援助 ・精神障害者社会復帰施設、精神障害者地域生活援助 ・知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設（入所、通所）、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、指定医療機関（肢体不自由児、重症心身障害児） ・地域活動支援センター、市町村から補助または委託を受けている作業所等	10年以上
	イ 障害福祉サービス事業等において介護業務に従事する者 障害福祉サービス事業 障害児通所支援事業 老人居宅介護等事業 その他これらに準ずる事業 ・改正前の身体障害者居宅介護、知的障害者居宅介護、児童居宅介護、精神障害者居宅介護、身体障害者デイサービス、児童デイサービス	
	ウ 保険医療機関等において介護業務に従事する者 保険医療機関 保険薬局 訪問看護事業所 その他これらに準ずる施設	

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
③ 有資格者等	ア 上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 居宅介護職員初任者研修以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者	5年以上 (①の期間との通算可能)
	イ 上記①及び②の業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に5年以上従事している者	3年以上

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士のことをいう。

注) 1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

研修会場のご案内

平成30年度神奈川県相談支援従事者現任者研修受講者の皆様

研修会場は、以下の通りとなりますので、ご確認をお願いいたします。

第1回【4日間全日】

神奈川県立公文書館

1日目（6月21日）

2日目（7月25日）

3日目（8月23日）

4日目（9月20日）



相鉄線「二俣川駅」徒歩17分又は相鉄バス「運転試験場循環」で「運転試験場」下車徒歩3分

※会場内の飲食は可能です（ゴミは持ち帰り）

研修会場周辺には飲食店やコンビニエンスストアはありませんのでご注意ください。

第2回【4日間全日】

神奈川県小田原合同庁舎

1日目（10月17日）

2日目（11月15日）

3日目（12月11日）

4日目（H31年1月16日）



小田急線「小田原駅」西口から徒歩約13分

※会場内の飲食は出来ません。

※昼食は飲食専用の会場を用意する予定です（ゴミは持ち帰りいただきます）。